

### 3 . 福 利 厚 生



## 3 福 利 厚 生

### 3-1 授業料の免除等

経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合は、願い出（授業料免除願）に基づき選考のうえ、その期に納付すべき授業料の全額あるいは、半額が免除されます。

授業料免除を希望する4・5学年及び専攻科学生は、2月及び7月に申請方法を揭示しますので期日までに「授業料免除願」を学生課学生係に提出してください。

また、授業料納付期限までに授業料の納付が困難な場合は、「授業料徴収猶予願」、特別な事情がある場合には、「授業料月割分納願」がありますので、学生課学生係へ申し出てください。

### 3-2 高等学校等就学支援金

家庭の教育費負担を軽減するために、「公立高等学校に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金に関する法律」により、申請に基づき授業料の一部が助成されます。就学支援金を希望する1～3年生（在籍36月まで）は、指定された日までに申請書等を提出してください。

また、各ご家庭の経済状況により支給額が異なります。詳細は下記の表をご覧ください。

なお、退学及び休学する場合は、その月以降の就学支援金は支給されません。追加で授業料の納付が必要な場合がありますので、必ず事前に学生課学生係にお問い合わせください。

世帯区分別支給額

世帯区分	前期就学支援金	後期就学支援金
所得制限世帯(市区町村民税所得割額 304,200 円以上)	0 円	0 円
一般世帯(市区町村民税所得割額 154,500 円以上 304,200 円未満)	59,400 円	59,400 円
低所得者世帯(市区町村民税所得割額 51,300 円以上 154,500 円未満)	89,100 円	89,100 円
低所得者世帯(市区町村民税所得割額 0 円以上 51,300 円未満)	117,300 円	117,300 円

平成 25 年度以前入学者については就学支援金制度が異なります。詳細については学生課学生係までお問い合わせください。

### 3-3 奨学金制度

#### 1. 日本学生支援機構奨学金（貸与型）

学業・人物ともに優秀で、かつ健康であり、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に対し、学資を貸与します。

## ① 奨学生の種類と貸与の月額

### 第一種奨学金（無利子）

（平成29年4月現在）

種 類	貸 与 月 額（いずれかの金額を選択）			
	1～3年	4～5年	専攻科1年	専攻科2年
自 宅 通 学	21,000 円	45,000 円	45,000 円	45,000 円
自 宅 外 通 学	22,500 円	51,000 円	51,000 円	51,000 円
共 通	10,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

この他に第二種奨学金（有利子）があります。

## ② 出願の手続

奨学生の募集は、4月に行います。出願時期・要領等については、掲示等により通知します。また、家計が急変し、修学が困難になった場合は、定期外で緊急採用の制度もありますので、学生課学生係に相談してください。

## ③ 採否の決定

提出された願書により審査選考し、日本学生支援機構に推薦します。採用の可否は日本学生支援機構が決定し、校長を経て本人に通知します。

## ④ 奨学金の交付

奨学金は、申込者が指定した本人名義の金融機関口座へ原則として1ヶ月分ずつ振込まれます。入退寮・休学・退学・転居等により異動が生じた場合は、速やかに学生課学生係に連絡してください。

## ⑤ 奨学金継続願の提出

奨学金継続願手続きに関する説明書を配布（12月を予定）しますので、インターネットにより手続きをしてください。（掲示により通知）

この手続きをしないと、奨学金が継続されませんので注意してください。

## ⑥ 奨学金の返還

本制度は、日本学生支援機構が運用する貸与型の奨学金です。卒業後6ヶ月後から月賦等の方法により**必ず返還**しなければなりません。返還された奨学金が、後輩の奨学金として貸与されるので、規則を守り確実に返還する**義務**があります。

## 2. その他の奨学金制度

地方公共団体・民間団体の育英事業等の奨学金制度がありますが、それらは基本的に各家庭において手続きをお願いしています。なお、学校推薦を必要とする場合や、採用になった時は、学生課学生係へ申し出てください。

### 3-4 保健室

保健室には看護師が勤務しており、学生・教職員の負傷・病気の応急処置、健康上の相談等に対応できるようにしています。

また、学校保健安全法等の規定に従い、定期健康診断を毎年4月に実施しています。その日時と場所は事前に掲示で通知します。健康診断の未受診者は、体育祭、駅伝大会等の学校行事の参加が認められません。また各種の健康診断証明書(就職・進学・各クラブ行事等への参加)の作成は主として、定期健康診断の結果に基づいて作成されますから、必ず受診してください。

健康診断を受診するにあたって、以下に留意してください。

1. 必ず受診すること
2. 事前に受診できないことが分かっている場合、必ず保健室または担任へ申し出ること
3. 当日病気等の理由で受診できなかった場合、後日保健室へ申し出ること
4. 上記2,3以外の理由で受診しなかった場合、後日医療機関を自分で受診しその結果を保健室へ届けること
5. 学年別受診項目を必ず守ること

定期健康診断実施項目 (○印は受診項目です)

項目 \ 学年	1	2	3	4	5	専攻科
身長・体重	○	○	○	○	○	○
視力検査	○	○	○	○	○	○
内科聴打診・問診	○	○	○	○	○	○
胸部X線検査	○		留学生			1年生
尿検査	○	○	○	○	○	○
歯および口腔検査	○	○	○			
眼疾患検査		○			○	○
聴力検査	○		○			
心電図検査	○		留学生			
血圧測定	○	○	○	○	○	○

色覚検査について：希望者対象に個別で実施します。希望者は、保健室へご相談ください。

### 3-5 学生相談室の利用

人は皆それぞれに、さまざまな問題を抱えて生きています。まして、多感な青春時代はなおさらです。勉学や友人関係、クラブ活動、兄弟や親子関係、健康や性の悩み等々、私達の悩みや不安、心配の種はいつも尽きることはありません。人は青春時代に、さまざま

な難関に遭遇し、もがき苦しみ、それを乗り越えて、内面的な成長を遂げてゆきます。

しかし、どんなに努力してみても、自分一人の力では容易に解決しないばかりか、ますます混乱が深まり、ついには立ち上がれないほどに疲れ切ってしまうこともあります。

学生相談室は、青春時代のさまざまな疑問や問題を学生と共に考え、学生が心身共に健康で充実した学生生活を送れるよう、手助けをさせてもらうところです。自分一人ではどうすることも出来ないと思うような時、ほんの少し、勇気を出して学生相談室に足を向けてみませんか。プライバシーは一切、堅く守ります。どうか、学生相談室の存在を心のどこかに留めておいてください。

担当者	相談場所	相談日
愛甲修子 (カウンセラー)	学生相談室 (講義棟A 1階)	毎週火曜日 (10:00～12:00) (13:00～17:00) 毎週木曜日 (13:00～17:00) 毎週金曜日 (13:00～18:00)
荒木英彦 (学生相談室長)	荒木教員室	随 時
田村真弓 (看護師)	保 健 室	
森野加奈 (非常勤看護師)		

### 3-6 キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談について

キャンパス・ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等をおこなうことによって、相手側に不快感や不利益を与え、人権を侵害し、教育研究・学修環境を悪化させることをいいます。本人の意図に関わらず、相手側が不快に思ったり、不利益を受けたと感じた場合、それはキャンパス・ハラスメントとみなされます。キャンパス・ハラスメントは、人権侵害です。キャンパス・ハラスメントには、以下のハラスメントがあります。

#### 1. セクシュアル・ハラスメント

性的な言動によって相手に不利益を与えたり、性的要求や性的な言動を繰り返すことによって相手方に不快感を与え、就学や教育・研究・課外活動の環境を悪

化させることを指します。

### ○セクシュアル・ハラスメントになりうる言動は？

- ① 性的な発言や性的行動（聞くに耐えない卑猥な冗談を交わす。雑誌等の卑猥な写真・記事等を部屋、研究室等に貼る。食事やデートにしつこく誘う等。）
- ② 性別による差別（「男のくせに根性がない」、「女には任せられない」などと発言する。性別により仕事や教育の内容、評価、指導等に差をつける等。）

## 2. アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の場面において発生する問題で、指導を受ける者の修学・研究の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

## 3. モラル・ハラスメント

言葉や態度などいわゆる「みえない暴力」によって支配下に置いたり、精神的に追いつめたりする行為を指します。

それぞれのハラスメントは、定義や区分は厳格でなく、実際には原因を区別することが不可能だったり、2つ以上のハラスメントが原因になることもあります。

## 4. ハラスメントの被害を深刻にしないために

- ① 嫌なことは相手に対しはっきりと拒否の意思を伝えることが望まれます。
- ② 信頼できる人に相談してみましょう。

本校からハラスメントに関する問題の被害者や加害者を出さないためには、周囲に対する気配りをし、友人又は同僚として注意するなど必要な行動をとるようにしましょう。

本校では、キャンパス・ハラスメントに関する学生の苦情の申し出や相談のために、次ページのリストに示す相談員を配置しています。相談等は本人だけではなく、友人でも可能です。所属学科に関わらず、どの相談員でも受け付けています。

職名および所属	氏名	連絡先	備考
学生相談室長	荒木英彦	電話 0438-30-4051 araki@h.kisarazu.ac.jp	
カウンセラー	愛甲修子	学生相談室 電話 0438-30-4185 soudan@a.kisarazu.ac.jp	毎週火曜日 10:00～12:00 13:00～17:00 毎週木曜日 13:00～17:00 毎週金曜日 13:00～18:00
人文学系	篠村朋樹	電話 0438-30-4058 sinomura@h.kisarazu.ac.jp	
基礎学系	嘉数祐子	電話 0438-30-4071 kakazu@n.kisarazu.ac.jp	
機械工学科	小田功	電話 0438-30-4083 oda@maple.m.kisarazu.ac.jp	
電気電子工学科	浅野洋介	電話 0438-30-4172 asano@e.kisarazu.ac.jp	
電子制御工学科	関口明生	電話 0438-30-4118 sekiguchi@d.kisarazu.ac.jp	
情報工学科	大枝真一	電話 0438-30-4144 oeda@j.kisarazu.ac.jp	
環境都市工学科	湯谷賢太郎	電話 0438-30-4159 yutani@c.kisarazu.ac.jp	
看護師	田村真弓	電話 0438-30-4036 atamura@a.kisarazu.ac.jp hoken@a.kisarazu.ac.jp	
総務課	中根幹子	電話 0438-30-4032 anakane@a.kisarazu.ac.jp	

### 3-7 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

災害共済給付制度は、学校安全の普及充実を図るとともに、学校の管理下における学生の負傷、疾病、廃疾又は死亡に関して必要な災害共済給付を行い、学校教育



の円滑な実施に資することを目的とする制度です。低い掛金で厚い給付が行われます。掛金は、1人年額 1,520 円で、後援会で負担しています（原則全員加入）。

### 対象となる災害の範囲

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金
負 傷	学校の管理下の事故によるもので、療養に要した費用の総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上のもの	医 療 費
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した費用の総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (1)学校給食等による中毒 (2)ガス等による中毒 (3)熱中症 (4)溺水 (5)異物の嚥下または迷入 (6)ウルシ等による皮膚炎 (7)外部衝撃等による疾病 (8)負傷による疾病	
障 害	学校管理下の負傷及び上欄の疾病がなおった後に残った障害で、その程度により 1 級から 14 級に区分される	障害見舞金
死 亡	学校管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因することが明らかな死亡 突然死	死亡見舞金

災害にあった場合は、すみやかに保健室へ申し出て、所定の手続を行ってください。

### 3-8 団体学生総合保険について（任意加入）

この保険は、学校管理下はもちろんのこと、学生の日常生活全般にわたる災害に対応できる保険制度です。

加入は任意（資料は学生課にあります）であり、加入後に災害が発生した場合は、各家庭で請求手続を行ってください。

なお、運動系クラブ等で活動する場合は、できるだけ加入することを勧めます。自転車通学の際の賠償保険としても使用可能です。

### 3-9 学校感染症について

学校は、感染症が流行しやすい集団生活の場です。感染性疾病にかかった時は、必ず学校に連絡してください。また、流行を防ぐために、学校保健安全法第 19 条により、出席停止扱いとなる場合があります（下表「感染症の種類と登校基準」を参照してください）。寮生については 自宅で静養してもらうことになります。

早すぎる登校は、他の人にうつしてしまう可能性があります。必ず、医師の許可を受けてから登校してください。出席停止の手続きに必要な書類は本校ホームページ（在校生・保護者専用ページ）からダウンロードできます。（詳細については、○ページ「【参考】学

校感染症による出席停止について」を読んでください。)

### 感染症の種類と登校基準

○第1種感染症：省略(鳥インフルエンザなど入院治療を要するもの)

○第2種感染症：出席停止 (学校において流行を広げる可能性が高い)

病名	主な症状	潜伏期間(感染経路)	人にうつす可能性がある期間	出席停止期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	急な高熱(38 度以上が多い) 強い全身症状(関節痛、頭痛、吐き気、倦怠感)	平均 2 日 (飛沫・接触)	発症前日～7 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
麻疹	・発熱、咳、鼻汁、目やに、頬の内側に白い斑点 ・発症 4 日目頃より発しん(発しんが出る前の、咳が出始めた頃が一番感染力が強い)	主に 8～12 日 (空気・飛沫)	発熱出現 1～2 日前から発しん出現 4 日目頃まで	解熱後 3 日間を経過するまで
百日咳	無熱の感冒症状(鼻水、鼻閉、軽度の咳) 咳は 1～2 週間後に特有な咳発作が起こる	7～10 日 (飛沫・接触)	咳の出現後～4 週間頃まで(抗生剤の内服でおおよそ 5 日間)	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬療法が終わるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	片側→両側の順に顎の後ろの腫脹、疼痛、食欲不振	16 日～18 日 (飛沫、接触)	耳下腺などの唾液腺が腫脹する 1～2 日前から腫脹 5 日後までが最も他への感染への可能性が高い	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫瘍が始まった後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風しん	発熱・ピンク色の発しん、リンパ節の腫れと圧痛	16 日～18 日 (飛沫、接触)	発しん出現 7 日前から出現後 7 日目頃まで。症状の軽快後はウイルス排出量著減	発しんが消失するまで

水痘 (みずぼうそう)	水疱のある発しんが体中に次々とでる痂皮化したものから順に治る	14日～16日 (空気・飛沫・接触)	発しんのである1日前～すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	発熱、結膜炎、咽頭炎。プールを介して流行することが多い。	2～14日 (飛沫・接触)	初期数日が最も高い	発熱、結膜炎、咽頭炎などの主症状が消退した後2日を経過するまで
結核	倦怠感、微熱、寝汗、咳など	2年以内、特に6ヶ月以内に多い。 (空気・飛沫・接触・経口)	痰の塗抹検査で陽性の間は感染力がある	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐を主な特徴とする	主に4日以内 (飛沫・接触)	有効な治療開始後24時間経過するまでは感染源となる	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

○主な第3種感染症：出席停止（学校において流行を広げる可能性がある）

病名	主な症状	潜伏期間(感染経路)	人にうつす可能性がある期間	出席停止期間
腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	激しい腹痛・下痢・血便	10時間～6日 (接触・経口)	便中に菌が排出されている間	感染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎	まぶたの腫れ、結膜充血、異物感、流涙、目やに、耳前リンパ節腫脹	2～14日 (飛沫・接触)	初期の数日が最も多いが、便からは数週間以上ウイルスの排出が続くことがある	
急性出血性結膜炎	結膜充血、まぶたの腫脹、異物感、流涙、目やに	1～3日 (飛沫・接触・経口)	呼吸器から1～2週間、便からは数週間以上	登校再開後も手洗いを励行

○その他の感染症について

病名	主な症状	潜伏期間(感染経路)	人にうつす可能性がある期間	出席停止期間
感染性胃腸炎 (ノロウイルス)	嘔吐と下痢が突然始まる	ノロウイルス： 12～48時間	便や吐物中のウイルスが感染源となる	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態

ス、ロタウイルス感染症など)	腹痛、微熱、頭痛など	ロタウイルス： 1～3日 (飛沫・接触・ 経口)	る。感染力は急性期が最も強く、便中にウイルスが3週間以上排出されることもある	の良い者は登校可能だが、回復者であっても、排便後の始末、手洗いの励行は重要
マイコプラズマ感染症	咳を主症状とし、発熱、頭痛などの風邪症状。特に咳は徐々に激しくなり、しつこい咳が3～4週間持続することもある。	主に2～3週間 (飛沫)	症状のある間がピークだが、保菌は数週～数ヶ月持続する	症状が改善し、全身状態の良い者は、登校可能である。

学生・保護者 各位

木更津工業高等専門学校

学校感染症による出席停止について

下記の学校保健安全法により指定された感染症に罹患した場合は、集団感染を予防する目的で出席停止扱いになります。感染が疑われる場合は医療機関にて発熱し医師の指示にしたがって治療・療養に努めてください。また、医療機関において、右の『学校感染症等に関する証明書』に証明を受け、登校の際に添やかに保健室へご提出ください。〔学校感染症等に関する証明書〕は本校ホームページ（在校生、保護者専用ページ）からダウンロードできます。受診の際にはお電話により変更およびご注意ください。

学校保健安全法に定められた「学校を予防すべき感染症」であるとの医師の診断

医師に「学校感染症等に関する証明書」に証明してもらう ※証明書発行にかかる費用は自己負担となります（医師より再度診察を受けようとする場合は指示のあった場合は指示に従ってください）

学生課（0438-30-4038）へ連絡し治療に努める

登校日に証明書を保健室へ提出、確認を受ける ー 学生課へ、学生本人が提出する

【学校保健安全法において出席停止扱いとなる感染症およびその基準】

Table with 3 columns: 種別 (第1種, 第2種, 第3種), 病名 (エボラ出血熱, インフルエンザ, 百日咳, etc.), 出席停止期間の基準 (発症した数5日を経過し, etc.)

※感染性胃腸炎、溶血性レンガ球菌感染症などは感染力の強い感染症で、主治療、学校医および校長が必要と認める場合、出席停止扱いになります。詳しくは学校までお問い合わせください。

問い合わせ先：木更津工業高等専門学校 保健室 0438-30-4036（直通）

学校感染症等に関する証明書

木更津工業高等専門学校

工学科 第 学年

学籍番号

学生氏名

上記の者、下記疾患はほぼ治愈し他に感染のおそれなく、登校して差し支えないものと認める。

記

- 1. 病名
□インフルエンザ (A・B・その他) □百日咳 □麻疹
□風疹 □水痘 □結核 □咽頭結膜熱 □髄膜炎 菌性髄膜炎
□流行性耳下腺炎 □感染性胃腸炎 □流行性角結膜炎
□急性出血性結膜炎
□その他の感染症

- 2. 出席停止 (見込) 期間 平成 年 月 日 ( )
平成 年 月 日 ( )
3. 登校許可日 (見込) 平成 年 月 日 ( ) からの登校を許可する。

平成 年 月 日
医療機関名
医師 名